

暴風（特別）警報発令の最中及び解除後の対応（生徒用）

1. 暴風（特別）警報等について

(1) 暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報を「暴風（特別）警報等」という

2. 暴風（特別）警報等が発令されたら、学校は臨時休校

(1) テレビ、ラジオなどの気象予報からしっかり情報収集しましょう

(2) 学校にいる間に暴風（特別）警報等が発令されたら生徒は速やかに下校となります。

(3) 「浦商連絡メール」でも情報を発信していきます。

3. 暴風（特別）警報等発令中及び解除後の対応

(1) 沖縄本島中・南部に、「暴風（特別）警報等」発令中は臨時休校とする。

(2) 沖縄本島中・南部の「暴風（特別）警報等」及びバスの運行が午前6時まで解除された場合は、午前8時50分から通常通りの校時（朝の学習・SHR）を開始する。

(3) 沖縄本島中・南部の「暴風（特別）警報等」及びバスの運行が午前6時以降、正午までに解除された場合は午後1時50分までに登校し、5校時（午後2時）より授業を開始する。

(4) 沖縄本島中・南部の「暴風（特別）警報等」及びバスの運行が正午以降に解除された場合は、引き続き臨時休校とする

留意事項

※暴風（特別）警報発令またはバスが運休中の場合は教職員も臨時休業ですので、電話によるお問い合わせはご遠慮ください。

※登校困難であると保護者のほうで判断された場合は、その旨を学校へ連絡するようにしてください。

※当日は弁当販売ができない可能性がありますので、弁当は持参するようにしてください。

◎台風接近の際には次第に風も強くなっていきます。下校の際には、周りから飛んで来そうなものがないか、注意して行動してください。

◎台風の前後及び圏内にあるときは、自宅で安全に過ごしてください。決して、危険な場所へ近づいたり危険な行動は取らないでください。

◎「浦商連絡メール」の活用を！

保護者用です→



生徒用です→



10 台風の来襲による教職員の事故発生の防止のための措置について（通知）

昭和 63 年 6 月 1 日 教儀第 435 号教高第 337 号
市町村教育委員会教育長、県立学校長、教育事務所長あて 沖縄県教育委員会教育長

改正 平成 13 年 11 月 5 日 教県第 2609 号教義第 1281 号

みだしのことについては、すでに昭和 55 年 4 月 12 日付けで通知したところであるが、今般、気象警報・注意報の名称変更等が行われたため、今後は下記のとおり取り扱っていただくよう通知します。

なお、昭和 55 年 4 月 12 日付け「台風の来襲による教職員の事故発生の防止のための措置について」は、廃止します。

記

1 業務の停止措置について

小・中学校長及び県立学校長は、暴風警報（「暴風警報＋大雨警報」、「暴風警報＋洪水警報」、「暴風警報＋諸注意報」を含む。以下同じ。）が発令され、台風の来襲による事故発生が予想される場合、事故発生防止のため、当該学校の業務の全部又は一部を停止するものとする。その場合、業務の停止時期については、学校長が次の二つの要件を満たすことにより判断するものとする。

(1) 台風の勢力、進路、速度等を勘案し、当該区域が 3 時間以内に暴風域に入ることが予想される
とき。

(2) 当該区域において、バスの運行が停止することが明らかなきとき。

2 業務の再開措置について

学校長は、次の二つに要件のうちいずれかを満たしかつ台風の来襲による事故発生のおそれなくなつたと判断した場合は、停止した業務を速やかに再開するものとする。

(1) 当該区域が暴風域外となったとき

(2) 当該区域においてバスの運行が再開されたとき

なお、業務の再開時間が勤務時間終了前 3 時間以内になる場合にあっては、業務の再開をしなくてもとする。

3 特別休暇の付与について

学校長は、業務の停止措置をした場合、特に勤務を命じた職員以外の職員に対し沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第 16 号第 5 号の規定により特別休暇を付与するものとする。

4 職員の責務について

職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるというものでないことに留意するとともに、業務の停止措置がなされたか否かを学校長に確認し、その指示に従うものとする。

5 特例について

学校長が学校の業務及び勤務の形態上本通知によることが適当でない判断する場合又は必要と認める場合は、小・中学校にあっては所管する教育事務所長と県立学校にあっては高等学校教育課長又は義務教育課長と別途協議するものとする。

事務連絡
平成14年7月2日

各県立学校長殿

教育庁県立学校教育課長

台風来襲時における生徒の安全確保について

みだしのことについては、昭和63年5月7日付け教義第303号「暴風警報発令時における学校の臨時休業並びに園児・児童・生徒の安全確保について」により通知しているところですが、臨時休校は学校長が決定することとされているにも関わらず、県教育委員会が決定しているものと誤解を与えている実情があります。

県教育委員会としましては、これまでの通知文書の在り方について、防災体制の整備状況を見ながら検討をしているところであります。ついては、台風5号、6号の発生に伴い、台風来襲が予想されることから、下記の点に留意して対応するようお願いいたします。

記

- 1 テレビ等のマスコミで報道される休校については、児童生徒の安全確保のため、「学校は休校措置をとる見込みである」ことを保護者や児童生徒に周知しているものであること。
- 2 学校長は、非常変災その他の急迫の事情があるときは、休校の措置をとることができることとなっていることから、暴風警報発令時以外でも、危険な状況にある場合は、休校措置をとることができること。
- 3 学校長は休校措置をとった場合は、県教育委員会に報告することになっていること。
- 4 学校長は休校措置をとるにあたっては、気象情報や地域の状況など情報の収集に努める必要があること。
- 5 休校措置をとった場合であっても、既に登校している児童生徒については、安全面に充分配慮をしたうえで下校させること。
- 6 警報発令地域については、平成14年3月1日から別添資料のとおり改正されていること。